

2023年（令和5年）9月12日

三木よかわカントリークラブ
運営会社 リソルホールディングス株式会社
代表取締役 大澤 勝 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

担当：司法書士 茂木昌子

TEL : 078-371-1721 FAX : 078-371-1712

質 問 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、貴社が運営している三木よかわカントリークラブのキャンセル料規定及びその運用につきまして、下記のとおり質問をさせていただきますので、本書面到達の日の翌日から1か月以内に、当法人事務所まで、文書をもってご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に関する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容については、すべて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

記

1. ゴルフ場予約サイトGDOに貴社が掲載されているキャンセル規定には、キャンセル料として、「平日：1名様につき3,000円 土日祝日、特別期間：1名

様につき 5,000 円 予約代表者様に請求いたします。」とあり、末尾に「※キャンセル料と 2 名様・3 名様プレー時の割増料金は異なるものです。(例) 4 名様から 2 名様に変更になった場合は、2 名様のキャンセル料及び 2 名様プレー時の割増料金が両方必要になります。」と記載されております。仮に G D O サイトにて、令和 5 年 1 0 月 9 日 (スポーツの日) に、「【2023 年 10 月】【早割】プレー人数×1000 円分の G D O ポイント付(B) 〈中 C 西 C 公開枠〉土日祝セルフ【限定昼食付】、1 名料金 14,980 円」を 4 名で予約し、1 名が当日キャンセルとなった場合、予約者が支払うべきキャンセル料と人数割増料金含めた利用料金の総額をご教示ください。

2. 1 でご回答いただいた支払い総額が、当日キャンセルをせず 4 名でプレーした場合の利用料金の総額を上回る場合でも、1 でご回答いただいた額の全額を利用者から受領しておられるのでしょうか。
3. 旅行契約においては、利用人員が変更になった場合の旅行代金の追加請求(2 人でパック旅行を申し込み、1 名が参加できなくなった場合において、1 名分のキャンセル料に加えてホテルのシングルユース料金が追加請求される場合)について、キャンセル料とシングル追加料金の合計額が旅行者 1 人分の旅行代金を超過する場合には、消費者契約法 9 条に定める解除に伴う平均的損害額を超え、また消費者契約法 1 0 条に定める消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法 1 条 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、無効であると考えられています(『旅行のトラブル相談 Q&A』 2 2 4 頁、兵庫県弁護士会消費者保護委員会編 民事法研究会・一般社団法人日本旅行業協会会報誌「じゃたこみ」 2016 年 9 月号 13 頁、https://www.jata-net.or.jp/jatacomi/1609/pdf/201609_10.pdf)。貴社のゴルフプレー代のキャンセル料と人数割増料金についても、上記の旅行代金の追加請求の問題と同様に、4 名分のプレー料金の総額を超える部分については無効ではないかと思料いたしますので、この点に関する貴社のご見解をご教示ください。

以上